

○ 約款の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の約款 ・電気需給約款	
変更前	変更後（2023年1月1日実施）
<p>附則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、2021年10月1日から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、2023年1月1日から実施いたします。 本約款の実施日を含む1月分の料金算定においては、15（料金の算定期間）および、17（料金の算定）(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022年12月の検針日から、2023年1月1日以降に到来する1月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022年12月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>
<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合 燃料費調整単価＝（44,200円－平均燃料価格） ×(2)の基準単価÷1,000</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、66,300円以下の場合 燃料費調整単価＝（平均燃料価格－44,200円） ×(2)の基準単価÷1,000</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合 平均燃料価格は、66,300円といたします。 燃料費調整単価＝（66,300円－44,200円） ×(2)の基準単価÷1,000</p>	<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合 燃料費調整単価＝（44,200円－平均燃料価格） ×(2)の基準単価÷1,000</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合 燃料費調整単価＝（平均燃料価格－44,200円） ×(2)の基準単価÷1,000</p>

○ 料金表の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の料金表（東北電力管内共通） ・建て得でんきプレミアム ・建て得でんきスタンダード ・建て得でんきライト ・建て得でんきEプレミアム ・建て得でんきEスタンダード ※下記新旧対象表については「建て得でんきプレミアム」東北電力管内版を掲載	
変更前	変更後(2023年1月1日実施)
「建て得でんきプレミアム」（東北）	
<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1)この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧]（以下、「需給約款」といいます。）が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。</p> <p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ 新築当初から当社と需給契約を契約されること。</p> <p>ハ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品（当社ホームページ等にてお知らせいたします。）を購入し、利用すること。</p> <p>ニ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品（当社ホームページ等にてお知らせいたします。）を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ヘ 容量 1kWh 以上の蓄電池（当社がお客さまに販売したものを除く。）が設置されていないこと。</p>	<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1)この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧]（以下、「需給約款」といいます。）が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。</p> <p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品（当社ホームページ等にてお知らせいたします。）を購入し、利用すること。</p> <p>ハ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品（当社ホームページ等にてお知らせいたします。）を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ニ 容量 1kWh 以上の蓄電池（当社がお客さまに販売したものを除く。）が設置されていないこと。</p> <p>ホ 新築、改築又は増築時から当社と需給契約を</p>

	締結されること。
(2)需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項各号のいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものといたします。	(2)需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項イからロのいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものといたします。
<p style="text-align: center;">附則(実施期日)</p> <p>この料金表は、2021年10月1日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2(対象となるお客さま)(1)に係る従前の料金表(2019年10月1日実施)からの変更部分は、2020年4月1日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p> <p>また、この料金表のうち、4(1)適用範囲および 4(3)契約電流、5(3)契約容量に係る従前の料金表(2019年10月1日実施)からの変更部分は、2021年1月5日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>	<p style="text-align: center;">附則(実施期日)</p> <p>この料金表は、2023年1月1日から実施いたします。</p> <p>本料金表の実施日を含む1月分の料金算定においては、需給約款 15(料金の算定期間)および、17(料金の算定)(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022年12月の検針日から、2023年1月1日以降に到来する1月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022年12月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>
<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$ <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り、かつ、47,100円以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$ <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,100円を上回る場合</p>	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$ <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$

<p>平均燃料価格は、47,100 円といたします。 燃料費調整単価 = (47,100 円 - 31,400 円) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p>	
<p>対象の料金表（東京電力管内共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建て得でんきプレミアム ・ 建て得でんきスタンダード ・ 建て得でんきライト ・ 建て得でんき E プレミアム ・ 建て得でんき E スタンダード <p>※下記新旧対象表については「建て得でんきプレミアム」東京電力管内版を掲載</p>	
<p>変更前</p>	<p>変更後 (2023 年 1 月 1 日実施)</p>
<p>「建て得でんきプレミアム」（東京）</p>	
<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1) この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県[富士川以東]を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧]（以下、「需給約款」といいます。）が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。</p> <p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ 新築当初から当社と需給契約を契約されること。</p> <p>ハ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品（当社ホームページ等にてお知らせいたします。）を購入し、利用すること。</p>	<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1) この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県[富士川以東]を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧]（以下、「需給約款」といいます。）が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。</p> <p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品（当社ホームページ等にてお知らせいたします。）を購入し、利用すること。</p> <p>ハ ZEH に設置する太陽光発電システムについて</p>

<p>ニ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ホ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。</p> <p>(2) 需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項各号のいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものいたします。</p>	<p>て、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ニ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。</p> <p>ホ 新築、改築又は増設時から当社と需給契約を締結されること。</p> <p>(2) 需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項イからニのいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものいたします。</p>
<p>附則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2021 年 4 月 1 日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2(対象となるお客さま)(1)に係る従前の料金表(2019 年 10 月 1 日実施)からの変更部分は、2020 年 4 月 1 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるもの いたします。</p>	<p>附則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 1 月 1 日から実施いたします。</p> <p>本約款の実施日を含む1月分の料金算定においては、需給約款 15(料金の算定期間)および、17(料金の算定)(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022 年 12 月の検針日から、2023 年 1 月 1 日以降に到来する 1 月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022 年 12 月 31 日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>
<p>対象の料金表 (中部電力管内共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建て得でんきプレミアム ・ 建て得でんきスタンダード ・ 建て得でんきライト ・ 建て得でんき E プレミアム ・ 建て得でんき E スタンダード <p>※下記新旧対象表については「建て得でんきプレミアム」中部電力管内版を掲載</p>	
<p>変更前</p>	<p>変更後(2023 年 1 月 1 日実施)</p>
<p>「建て得でんきプレミアム」 (中部)</p>	
<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1) この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者(愛知県、岐阜県[一部を除きます。]、三重県[一部を除きます。]、静岡県[富士川以西]および長野県を供給区域とする一般送配</p>	<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1) この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者(愛知県、岐阜県[一部を除きます。]、三重県[一部を除きます。]、静岡県[富士川以西]および長野県を供給区域とする一般</p>

<p>電事業者に限ります。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧](以下、「需給約款」といいます。)が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものいたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものいたします。</p> <p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ 新築当初から当社と需給契約を契約されること。</p> <p>ハ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を購入し、利用すること。</p> <p>ニ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ヘ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。</p> <p>(2)需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項各号のいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものいたします。</p>	<p>送配電事業者に限ります。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧](以下、「需給約款」といいます。)が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものいたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものいたします。</p> <p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を購入し、利用すること。</p> <p>ハ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ニ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。</p> <p>ホ 新築、改築又は増築時から当社と需給契約を締結されること。</p> <p>(2)需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項イからニのいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものいたします。</p>
<p>附則(実施期日)</p> <p>この料金表は、2021年10月1日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2(対象となるお客さま)(1)に係る従前の料金表(2019年10月1日実</p>	<p>附則(実施期日)</p> <p>この料金表は、2023年1月1日から実施いたします。</p> <p>本料金表の実施日を含む1月分の料金算定にお</p>

<p>施)からの変更部分は、2020年4月1日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p> <p>また、この料金表のうち、4(1)適用範囲および4(3)契約電流、5(3)契約容量に係る従前の料金表(2019年10月1日実施)からの変更部分は、2021年1月5日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>	<p>いては、需給約款15(料金の算定期間)および、17(料金の算定)(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022年12月の検針日から、2023年1月1日以降に到来する1月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022年12月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>
<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (45,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$ <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$ <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が68,900円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、68,900円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (68,900 \text{円} - 45,900 \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (45,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$ <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$
<p>対象の料金表(関西電力管内共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建て得でんきプレミアム ・建て得でんきスタンダード ・建て得でんきライト ・建て得でんきEプレミアム ・建て得でんきEスタンダード <p>※下記新旧対象表については「建て得でんきプレミアム」関西電力管内版を掲載</p>	
<p>変更前</p>	<p>変更後(2023年1月1日実施)</p>
<p>「建て得でんきプレミアム」(関西)</p>	
<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1)この料金表は、電灯または小型機器を使用さ</p>	<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1)この料金表は、電灯または小型機器を使用さ</p>

れ、当該一般送配電事業者（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県【一部を除きます。】、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となり、使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満のお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧]（以下、「需給約款」といいます。）が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものとしたします。

イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。

ロ 新築当初から当社と需給契約を契約されること。

ハ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品（当社ホームページ等にてお知らせいたします。）を購入し、利用すること。

ニ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品（当社ホームページ等にてお知らせいたします。）を、当社より購入し、利用すること。

ホ 容量 1kWh 以上の蓄電池（当社がお客さまに販売したものを除く。）が設置されていないこと。

(2) 需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項

れ、当該一般送配電事業者（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県【一部を除きます。】、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となり、使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満のお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧]（以下、「需給約款」といいます。）が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものとしたします。

イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。

ロ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品（当社ホームページ等にてお知らせいたします。）を購入し、利用すること。

ハ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品（当社ホームページ等にてお知らせいたします。）を、当社より購入し、利用すること。

ニ 容量 1kWh 以上の蓄電池（当社がお客さまに販売したものを除く。）が設置されていないこと。

ホ **新築、改築又は増築時から当社と需給契約を締結されること。**

(2) 需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項

<p>各号のいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33（当社からの解除・解約等）(1)に準じて解除することができるものといたします。</p>	<p>イからニのいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33（当社からの解除・解約等）(1)に準じて解除することができるものといたします。</p>
<p>附則（実施期日） この料金表は、2021年10月1日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2（対象となるお客さま）(1)に係る従前の料金表（2019年10月1日実施）からの変更部分は、2020年4月1日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものといたします。</p>	<p>附則（実施期日） この料金表は、2023年1月1日から実施いたします。 本料金表の実施日を含む1月分の料金算定においては、需給約款 15（料金の算定期間）および、17（料金の算定）(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022年12月の検針日から、2023年1月1日以降に到来する1月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022年12月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>
<p>別表 1 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合 燃料費調整単価＝(27,100 円－平均燃料価格) ×(2)の基準単価÷1,000 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、40,700 円以下の場合 燃料費調整単価＝(平均燃料価格－27,100 円) ×(2)の基準単価÷1,000 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合 平均燃料価格は、40,700 円といたします。</p>	<p>別表 1 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 □ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合 燃料費調整単価＝(27,100 円－平均燃料価格) ×(2)の基準単価÷1,000 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合 燃料費調整単価＝(平均燃料価格－27,100 円) ×(2)の基準単価÷1,000</p>

<p>燃料費調整単価 = (40,700 円 - 27,100 円) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p>	
<p>対象の料金表 (中国電力管内共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建て得でんきプレミアム ・ 建て得でんきスタンダード ・ 建て得でんきライト ・ 建て得でんき E プレミアム ・ 建て得でんき E スタンダード <p>※ 下記新旧対象表については「建て得でんきプレミアム」中国電力管内版を掲載</p>	
<p>変更前</p>	<p>変更後 (2023 年 1 月 1 日実施)</p>
<p>「建て得でんきプレミアム」 (中国)</p>	
<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1) この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。) が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等 (以下、「託送約款等」といいます。) の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となり、使用する最大容量 (以下、「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満のお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款 [低圧] (以下、「需給約款」といいます。) が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。</p> <p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ 新築当初から当社と需給契約を契約されること。</p> <p>ハ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品 (当社ホームページ等にてお</p>	<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1) この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。) が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等 (以下、「託送約款等」といいます。) の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となり、使用する最大容量 (以下、「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満のお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款 [低圧] (以下、「需給約款」といいます。) が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。</p> <p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品 (当社ホームページ等にてお知らせいたします。) を購入し、利用すること。</p> <p>ハ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、</p>

<p>知らせいたします。)を購入し、利用すること。</p> <p>ニ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ホ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。</p> <p>(2)需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項各号のいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものいたします。</p>	<p>当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ニ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。</p> <p>ホ 新築、改築又は増築時から当社と需給契約を締結されること。</p> <p>(2)需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項イからニのいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものいたします。</p>
<p>附則(実施期日)</p> <p>この料金表は、2021年10月1日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2(対象となるお客さま)(1)に係る従前の料金表(2019年10月1日実施)からの変更部分は、2020年4月1日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものいたします。</p>	<p>附則(実施期日)</p> <p>この料金表は、2023年1月1日から実施いたします。本料金表の実施日を含む1月分の料金算定においては、需給約款 15(料金の算定期間)および、17(料金の算定)(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022年12月の検針日から、2023年1月1日以降に到来する1月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022年12月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>
<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$

<p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、39,000 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$	<p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$
<p>対象の料金表（四国電力管内共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建て得でんきプレミアム ・ 建て得でんきスタンダード ・ 建て得でんきライト ・ 建て得でんき E プレミアム ・ 建て得でんき E スタンダード <p>※下記新旧対象表については「建て得でんきプレミアム」四国電力管内版を掲載</p>	
<p>変更前</p>	<p>変更後 (2023 年 1 月 1 日実施)</p>
<p>「建て得でんきプレミアム」 (四国)</p>	
<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1)この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者(徳島県、高知県、香川県[一部を除きます。]、愛媛県[一部を除きます。])を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となり、使用する最大容量(以下、「最大需要容量」といいます。)が 6 キロボルトアンペア未満のお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧](以下、「需給約款」といいます。)が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。</p>	<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1)この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者(徳島県、高知県、香川県[一部を除きます。]、愛媛県[一部を除きます。])を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となり、使用する最大容量(以下、「最大需要容量」といいます。)が 6 キロボルトアンペア未満のお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧](以下、「需給約款」といいます。)が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。</p>

<p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ 新築当初から当社と需給契約を契約されること。</p> <p>ハ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を購入し、利用すること。</p> <p>ニ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ホ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。</p> <p>(2)需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項各号のいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものいたします。</p>	<p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を購入し、利用すること。</p> <p>ハ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ニ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。</p> <p>ホ 新築、改築又は増築時から当社と需給契約を締結されること。</p> <p>(2)需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項イからニのいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものいたします。</p>
<p>附則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2021 年 10 月 1 日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2(対象となるお客さま)(1)に係る従前の料金表(2019 年 10 月 1 日実施)からの変更部分は、2020 年 4 月 1 日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものいたします。</p>	<p>附則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 1 月 1 日から実施いたします。本料金表の実施日を含む1月分の料金算定においては、需給約款 15(料金の算定期間)および、17(料金の算定)(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022 年 12 月の検針日から、2023 年 1 月 1 日以降に到来する 1 月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022 年 12 月 31 日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>
<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p>	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p>

<p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、39,000 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$	<p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$
--	---

対象の料金表（九州電力管内共通）

- ・ 建て得でんきプレミアム
- ・ 建て得でんきスタンダード
- ・ 建て得でんきライト
- ・ 建て得でんき E プレミアム
- ・ 建て得でんき E スタンダード

※下記新旧対象表については「建て得でんきプレミアム」九州電力管内版を掲載

変更前	変更後 (2023 年 1 月 1 日実施)
-----	------------------------

「建て得でんきプレミアム」 (九州)

<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1)この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧](以下、「需給約款」といいます。)が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用され</p>	<p>2 対象となるお客さま</p> <p>(1)この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧](以下、「需給約款」といいます。)が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用され</p>
--	--

<p>るものいたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものいたします。</p> <p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ 新築当初から当社と需給契約を契約されること。</p> <p>ハ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を購入し、利用すること。</p> <p>ニ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ホ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。</p> <p>(2)需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項各号のいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものいたします。</p>	<p>るものいたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものいたします。</p> <p>イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。</p> <p>ロ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を購入し、利用すること。</p> <p>ハ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。</p> <p>ニ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。</p> <p>ホ 新築、改築又は増築時から当社と需給契約を締結されること。</p> <p>(2)需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項イからニのいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものいたします。</p>
<p>附則(実施期日)</p> <p>この料金表は、2021年10月1日から実施いたします。ただし、この料金表のうち、2(対象となるお客さま)(1)に係る従前の料金表(2019年10月1日実施)からの変更部分は、2020年4月1日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものいたします。</p> <p>また、この料金表のうち、4(1)適用範囲および4(3)契約電流、5(3)契約容量に係る従前の料金表(2019年10月1日実施)からの変更部分は、2021年1月5日以降に需給契約の申込みを行うお客さまについてのみ適用されるものいたします。</p>	<p>附則(実施期日)</p> <p>この料金表は、2023年1月1日から実施いたします。</p> <p>本料金表の実施日を含む1月分の料金算定においては、需給約款 15(料金の算定期間)および、17(料金の算定)(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022年12月の検針日から、2023年1月1日以降に到来する1月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022年12月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>

<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ハ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times (2) \text{の燃料基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、41,100 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (41,100 \text{ 円} - 27,400 \text{ 円}) \times (2) \text{の燃料基準単価} \div 1,000$ <p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円以下の場合</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times (3) \text{の離島基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合</p> <p>離島平均燃料価格は、78,800 円といたします。</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (78,800 \text{ 円} - 52,500 \text{ 円}) \times (3) \text{の離島基準単価} \div 1,000$	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ハ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の燃料基準単価} \div 1000$ <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times (2) \text{の燃料基準単価} \div 1,000$ <p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (3) \text{の離島基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ、78,800 円以下の場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価</p> $= (\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times (3) \text{の離島基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合</p> <p>離島平均燃料価格は、78,800 円といたします。</p>

	離島ユニバーサルサービス調整単価 = (78,800 円 - 52,500 円) × (3)の離島基準単価 ÷ 1,000
--	---

小売電気事業者 株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ(A0461) 代表取締役 柏木 秀 〒130-0013 東京都墨田区錦糸一丁目 2 番4号アルカウエスト
【電気需給契約に関するお手続き・お問い合わせ】 TEL 0120-228-267 (年末年始をのぞく全日 9:00~17:00)